

はじめに

条例の制定にあたって・・・三重県青少年健全育成条例との関係について

- I 「いじめ防止対策推進法（以下「いじめ法」という）」制定目的・意義について
法が求める最終目標は「児童等の尊厳を保持するため」

参考資料1・参考資料2参照

- II いじめの定義

参考資料3参照

- III 「早期発見」について

参考資料1参照

- ① 早期発見は、「疑われるもの」＋「軽微なもの」＋「重大事案」の全てに必要なこと
「いじめ法」では、事実が確定していない段階から「いじめ防止」として捉えていると解釈される。
- ② 「いじめ法」では、法にしたがっていじめを「広く捉え」、＋「疑われるもの」全てを含めて各学校の組織へ「報告」＋「全件組織的対応」を義務づけている
- ③ 「いじめ法」制定以降、各学校のいじめへの措置・対応のパターンは変化している。
従来のパターン・・・【事実の確定】→対応】
いじめ法制定以降・・・【まず状況に迅速・適切に対応→事実を確定】[^]
大切なことは、児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合うことを後回しにしないこと
- ④ 「掘り起こし」による認知件数の増加による課題
文科省では、増加は肯定的・積極的に評価
認知件数が増えることは、学校・家庭・地域の感性と教育力の高まりの証でもある
認知について、社会（保護者・地域住民・メディア・議会等）への周知・理解が必要

- IV 相談体制の整備・充実

- ① これまでにも相談窓口の整備・充実は行われてきたが、いっそうの充実が求められる
三重県いじめ防止基本方針 p.7（三重県が実施するいじめの防止等に関する施策「(4) いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備」)
- ② SNSの普及に伴う「相談ミスマッチ問題」(媒体のミスマッチ)(相談員のミスマッチ)(転送のミスマッチ)

- V 地域学校協働本部づくりを視野に入れたいじめへの組織的取組

参考資料3参照

- VI 子どもたち自らがいじめをなくしていく行動を育むために

参考資料4参照

I 「いじめ防止推進対策法」の制定目的

◎**第一条(目的)** この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、**児童等の尊厳を保持するため、…** (中略)……いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

II 「いじめ法」制定の意義と対象範囲

◎文部科学大臣決定(平成25年10月11日/最終改訂平成29年3月14日『いじめ防止等のための基本的な方針』p.1～p.2)/(平成26年1月29日「三重県いじめ防止基本方針」p.2)

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった**大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。**

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、**心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるか**という、**学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。**このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

III 「早期発見」における「疑わしいもの」について

◎「いじめ法」のいじめに対する措置 並びに「三重県いじめ防止基本方針 p.5」

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る**相談を受けた場合**において、**いじめの事実があると思われるときは**、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への**通報その他の適切な措置をとるものとする。**

2 学校は、前項の規定による通報を受けたとき**その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは**、速やかに、当該児童等に係るいじめの**事実の有無の確認**を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の**設置者に報告**するものとする。

◎「いじめ法」第五章 重大事態への対処 / 「三重県いじめ防止基本方針」p.12

第二十八条 ……(略)……

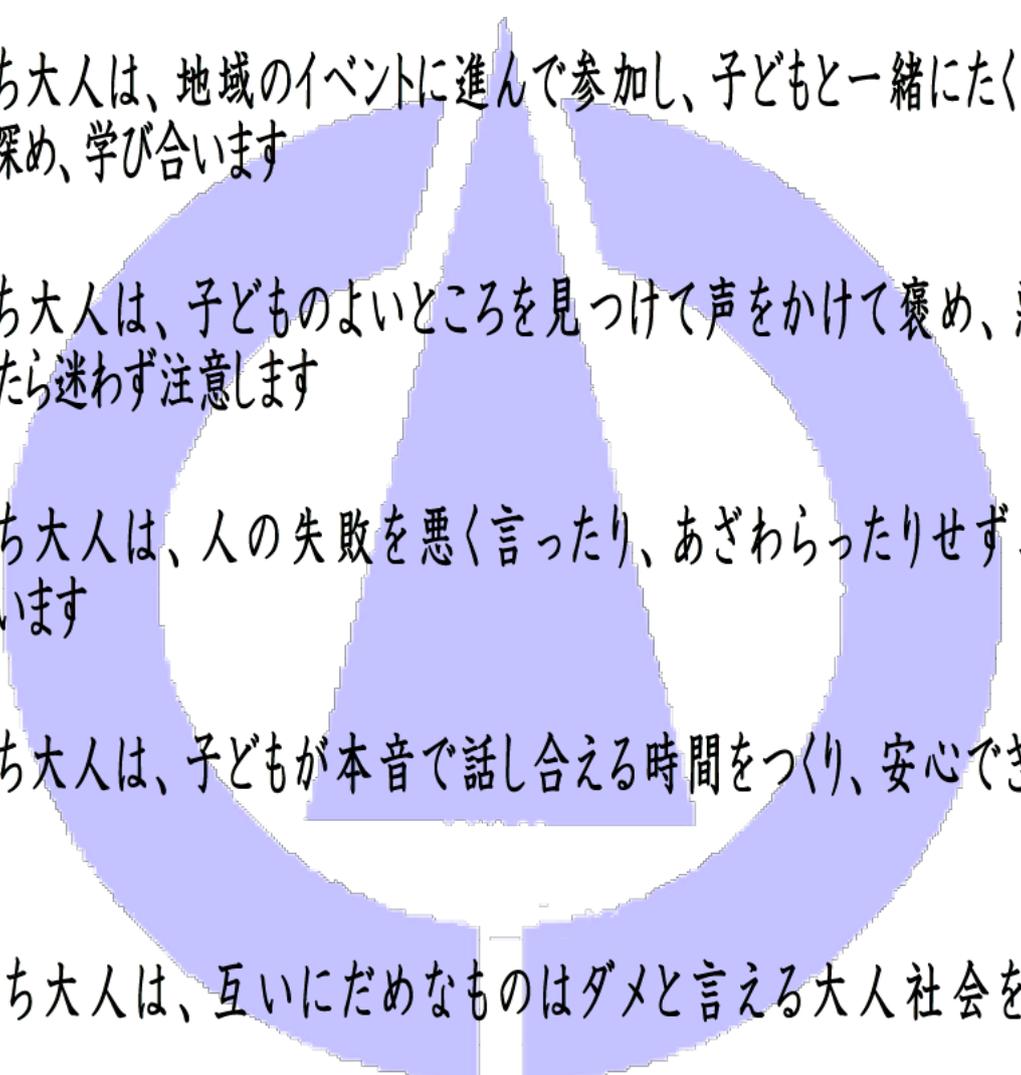
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた**疑いがあると認めるとき。**

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき**



おやまのよい子を育てる 大人宣言2013～

子どもの社会は、大人の社会を映しています。
時代や環境が変わっても本当に大切なものは変わることなく存在します。
その大切なものを私たち大人が
私たち自身の「背中」で伝えていかなければなりません。
子どもの笑顔があふれる小山市を目指して、
家庭、学校、地域それぞれの場で誠意と創意をもって行動します。
ここに次のことを決意し、宣言します。

- 
- 一. 私たち大人は、地域のイベントに進んで参加し、子どもと一緒にたくさん遊び、信頼を深め、学び合います
 - 一. 私たち大人は、子どものよいところを見つけて声をかけて褒め、悪いことに気付いたら迷わず注意します
 - 一. 私たち大人は、人の失敗を悪く言ったり、あざわらったりせず、励まし、助け合います
 - 一. 私たち大人は、子どもが本音で話し合える時間をつくり、安心できる家庭にします
 - 一. 私たち大人は、互いにだめなものはダメと言える大人社会を築きます

※「背中」とありますが、子どもときちんと向き合うという意味が込められています



この宣言文は、平成25年度小山市いじめ等防止市民会議にて作成されたものです。

市民会議には、市内の多くの教育関係機関（団体）が参加し、顧問や委員として

「いじめ撲滅・いじめゼロ」に向けての真剣な協議が行われる中、

地域の大人は、子どもたちのために何ができるのか、また、今一度、子どもの手本となるよう

襟を正して生活していこうという願いや決意のもと作成された宣言文です。

ぜひ、市民の皆様のお力添えをいただき、

多くの方々に周知していただければ、幸いに存じます。

小山市いじめ等防止市民会議 参加教育関係機関（団体）

小山警察署 小山市顧問弁護士 小山市自治会連合会 栃木人権擁護委員協議会第二部会

小山市スポーツ少年団 小山市障がい者生産活動協議会 小山市民生委員児童委員協議会

小山市PTA連合会 小山市校長会 小山市青少年健全育成連絡協議会

小山市青少年育成指導員協議会 小山市青少年相談室 小山市社会教育指導員会

小山市社会教育委員会 小山市女性団体連絡協議会 白鷗大学未来創造ネットワーク

宇都宮大学

協力関係各課等：小山市人権推進課 男女共同参画課 生活安心課 こども課

小山市体育協会

事務局：小山市教育委員会 生涯学習課 学校教育課 教育総務課

③ 「いじめ法」の定義に関する正確な理解が不可欠
法と各自が持っている概念のギャップを埋めることが「第二種のリスク」の低減につながる

① 行為の継続性/反復性は削除
(一回限りでも「いじめ」)

② 被害の軽重には無関係
平成17年度までの定義は
「相手が深刻な苦痛を感じている」
「軽いー深刻」の判断は誰がするのか

③ 加害側の意図/故意という動機は
定義には含まれていない
いじめは、「悪」「善」「無自覚」から生まれる
「悪が悪をつくる」という理解枠組みからの脱却
いじめ心は私たちの心のどこかに潜んでいる

④ 優位ー劣位は固定された関係ではなく、「影響を与え合う関係」
平成17年度までの定義では「自分より弱いものに対して一方的に」
→ 「一定の人間関係にある者」 ← 「被害・加害の流動性」

法律上のいじめ

**社会通念上もしくは善管主義上の
いじめ観念**

- ・「力の差」
- ・「継続的」
- ・「意図的」
- etc.

**誰もが重篤な事態
と認識するであろう
深刻な事案**

このギャップを
しっかり認識することが大切

「解消率」の考え方

- 平成26年度「問題行動等調査」における「解消率」
 - ① 「解消しているもの」(88.7%)
 - ② 「一定の解消が図られたが、継続支援中」(9.1%) → 本来の指導の在り方
 - ③ 「解消に向けて取組中」(1.9%)
- 解消率(いじめ認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合)は、国の「教育振興基本計画」の成果指標として位置づけられている
- 被害対応の基本目標である解消には「救済」と「回復」がある
 - 「救済」とは、危機的状況を解消し、被害者をいじめの局面から救済し、守る
 - 「回復」とは、被害者の心の傷の回復、加害者の行動変容と関係性・学級の修復
- 「解消」……①被害者が苦痛を感じていないと認められること
 - ②加害行為が止んでいる期間が
少なくとも三か月間続いていること
 期間の区切りは………「モニタリング」の区切りの目安の期間

実効性ある「学校基本方針」を策定し、みんなのものとする

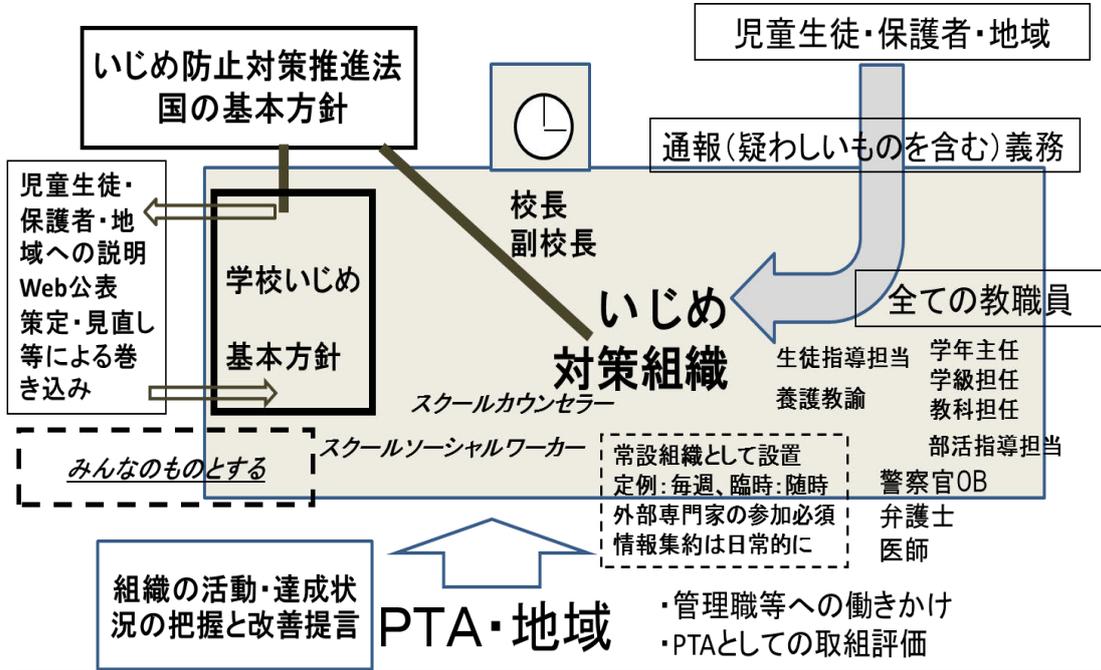
- ◎ 基本方針では、取り組みのビジョンや意義、目的を解説
- ◎ 年間計画では、もう一步踏み込んで年間を通した戦略ステップと防止プログラムを具体的に示すことが重要
- ◎ 計画作成は、学校の実態に即した到達目標を設定。実現可能な範囲と限界を把握。誰が、何を、どうやって行い、いつまでに、どこまで達成するかなどの到達目標へと導く具体的な教育活動や方法(指導案を含む)、役割等を明らかにすることが大切
→学校評価等で目標を定め、定期的に点検・評価し、改善する

学校の基本方針とプログラムの策定・見直しに児童生徒、保護者、地域等が確実に関わる仕組みをつくり、一体となってPDCAサイクルをまわすとともに、きめ細かい広報活動を推進するなど、基本方針をみんなのものとなるようにする

教職員は膨大な日常業務に対応し余裕がない。しかし、子どもの訴えに向き合い守り通すため、日常業務において、自殺予防、いじめ対応を日常業務の最優先事項に位置づけることが大切。学校は、法で教職員に義務づけられているいじめ情報の組織への報告・共有の方法や共有すべき事柄等について、全ての教職員が実行可能なルールを定め、基本方針に盛り込むなど形骸化しない工夫をする

いじめ対応と「チームとしての学校」づくり

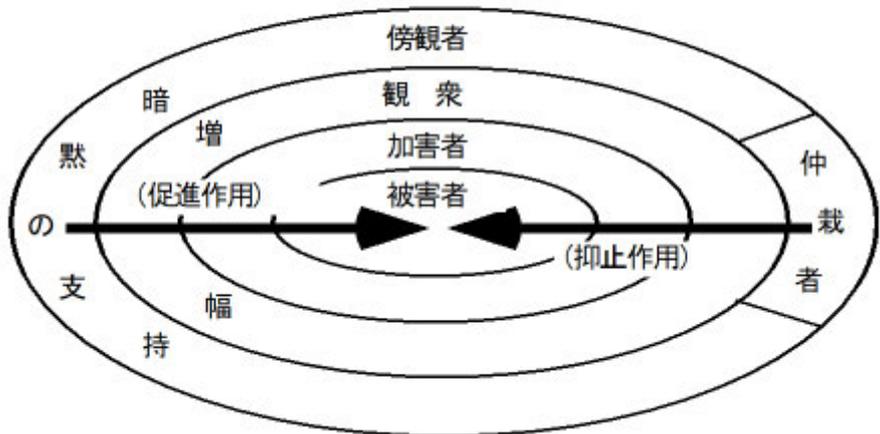
文部科学省「普及啓発協議会」「つくば研修」2015/2016行政説明資料より



いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われ、早期発見・再発防止の取組等が行われるよう、いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取り組み計画とその実施状況、並びに目標の達成状況を、学校評価の評価項目に位置づけるよう促す

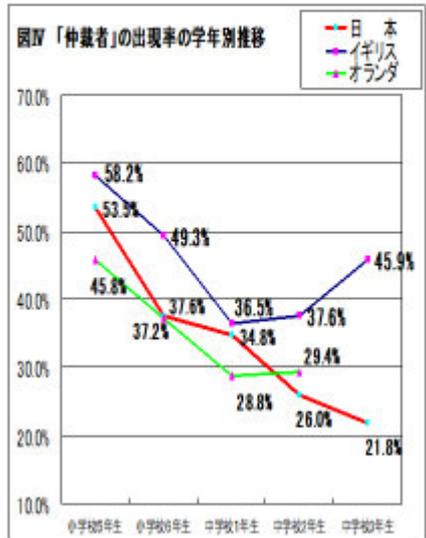
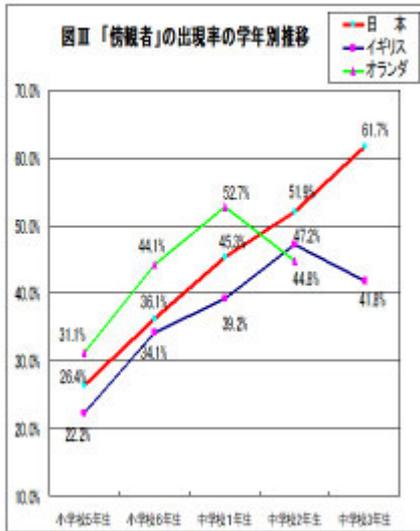
1 いじめが止まりやすい社会をめざして

① いじめの四層構造モデル



森田『いじめとは何か—社会の問題・教室の問題』中公新書、2010

いじめの場の力学の学年別推移



③ 「傍観者も加害者」の意味するところ

～「私のため」と「あなたのため」から「私たちみんなのため」への視野の拡がり～

- いじめは、いじめる側といじめられ側だけの問題ではない
- 自分も含めた共同の生活を営んでいるみんなの安全・安心と幸福を脅かす問題であるという認識が大切
- 安心して通える楽しい学校づくりに関わる問題をみんなで解決しなければならない課題として捉え、取り組む行動が重要
- 自分は、学校という社会を構成するメンバーの1人であるという自覚と責任・義務の観念が必須の要素

自分が所属する地域社会・学校・学級や集団が自分にとって意味のあるものという「実感」があれば、その場のきまりやルール、そこで共同生活をしている人たちを大切に思う気持ちが育まれてくる

→ この実感の醸成が、社会的なつながりの系(ソーシャル・ボンド)となるソーシャル・ボンドは、自分の属している集団やそこにいる人々のために自分ができていることをしていこうというシティズンシップの基盤を成す意識となる

② 社会の成熟と市民の福利に不可欠な「柔らかな行為責任」の涵養

